

＜法人の場合＞

（表 面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

西播磨水道企業団  
企 業 長 殿

登記事項証明書に記載されているとおりに  
名称・住所等を記入してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 〇〇水道設備株式会社  
住所 相生市双葉〇丁目〇番〇号  
代表者氏名 代表取締役 水 道 太 郎

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏	氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏 氏
代表取締役 スイドウ タ ロウ 取締役 ススイドウ イチ ロウ 取締役 ススイドウ ニジ ロウ 取締役 ススイドウ サブ三 ロウ 監査役 ススイドウ キョウ コ子	登記事項証明書に記載されている方を 全てを記入してください。
事業の範囲	管工事業 <p>定款及び登記事項証明書に記載のある水道工事に関する            事業内容を記入してください。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏 面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇水道設備株式会社
上記事業所の所在地	相生市双葉〇丁目〇番〇号
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>スイ ドウ タ ロウ 水 道 太 郎</p> <p>スイ ドウ イチ ロウ 水 道 一 郎</p> <p>「給水装置工事主任技術者免状」のコピーを添付してください。 「指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」と同一の給水装置工事主任技術者になります。</p>	<p>第〇〇〇〇〇〇号</p> <p>第〇〇〇〇〇〇号</p> <p>① 実際に事業を行おうとする事業所(本社又は支店・営業所)の名称・所在地を記入してください。 ② 事業所の写真を添付してください。 ③ 所在地が当企業団の給水区域である必要はありません。 ④ 事業所が登記されていない場合は、直近の公共料金等の領収書や賃貸契約書等実態の分かるものを添付してください。</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	〇〇水道設備株式会社 たつの支店
上記事業所の所在地	たつの市揖保川町市場字東河原〇番
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>スイ ドウ ジ ロウ 水 道 二 郎</p> <p>支店等がある場合は、登録しておく、支店等でも工事申請ができます。</p>	<p>第〇〇〇〇〇〇号</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、  
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの  
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者  
氏名又は名称 〇〇水道設備株式会社  
住所 相生市双葉〇丁目〇番〇号  
代表者氏名 代表取締役 水 道 太 郎

西播磨水道企業団  
企 業 長 殿

## 機 械 器 具 調 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
		ハ°-ソナルソー PFZ-550PE	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	平形 200mm	1	
		丸形 200mm	1	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	13～100mm	1	
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	手動式 T-50K-P	1	

① 厚生労働省令で定められた所有する機械器具を記入し、記入した機械器具について、写真を添付してください。

② 機械器具と数量が確認しやすいよう種別ごとに写真をまとめてください。

＜参考＞

（厚生労働省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 金きりのこその他の管の切断用の機械器具
- 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 4 水圧テストポンプ

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。  
 (備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



### 3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水装置工事主任技術者研修会 兵庫県管工事業協同組合連合会	令和〇年 〇月 〇日
水道 一郎	給水工事振興財団 eラーニング	令和〇年 〇月 〇日
水道 二郎	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和〇年 〇月 〇日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
上記の内容の公表（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可		

- ※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ※ 受講者名は、公表の対象ではありません。
- ※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

#### 4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績が無い場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・ せん孔、給水管の接合、い ずれの経験も有している か(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
水道 太郎	○	○	配管工	R 2
水道 一郎	○	○	配管技能士	R 2
水道 二郎	○	○	配管技能検定合格者	R 2
水道 三郎	○	○	配管技能者講習会修了者	R 2
社員 A	○	×		
上記内容の公表(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				可・不可

※ 次に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者その他類似の名称のものを含む。)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

● 指定給水装置工事事業者申請に関する連絡先 ●

事業所名	〇〇水道設備株式会社
所在地	〒 678-0024 相生市双葉〇丁目〇番〇号
担当者	水道 清子
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
F A X 番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

指定給水装置工事事業者申請についてのお問い合わせは、上記までお願いいたします。

● 指定を受ける給水装置工事事業所 ●

本店	事業所名	〇〇水道設備株式会社
	所在地	〒 678-0024 相生市双葉〇丁目〇番〇号
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	F A X 番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
給水区域内の支店	事業所名	〇〇水道設備株式会社 たつの支店
	所在地	〒 671-1662 たつの市揖保川町市場字東河原〇番
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	F A X 番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
その他の支店	事業所名	
	所在地	〒
	電話番号	
	F A X 番号	